

みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務
公募型プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

みどり市は、分庁方式で部署が分散していることにより、内容によっては市民が来庁した庁舎等で相談、手続きが完結しないケースがあり、その場合には、市民又は職員が庁舎間を移動して対応することとなり、市民及び職員の負担が大きくなっている。そのため、LGWAN 回線を利用したリモート相談窓口を導入することで安定した通信環境、資料共有環境のもと、各庁舎等に市民用端末と職員応対用端末を設置・接続することにより、リモートで対面同様の対応を実現し、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

本件業務の委託にあたっては、公募型プロポーザル方式により広く事業者を募集し、その企画提案を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

2 業務内容

- (1) 業務名 みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務
- (2) 履行期間 <みどり市リモート相談窓口システム構築業務>
 契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
 <みどり市リモート相談窓口システム運用保守業務>
 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 みどり市笠懸町鹿 2952 番地ほか
- (4) 業務内容 別紙「みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務仕様書（案）」のとおり。
 なお、仕様書（案）に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。また、企画提案時に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書（案）に反映させるものとする。
- (5) 契約方法 随意契約
- (6) 契約保証金 不要

3 提案限度額

<みどり市リモート相談窓口システム構築費用>・・・イニシャルコスト
金 22,913,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

<みどり市リモート相談窓口システム運用保守費用>・・・ランニングコスト
金 1,545,500 円（消費税及び地方消費税含む。）

※令和7年10月から令和8年3月までの6か月分

※システム利用料を含む。

※委託業務にかかる費用の合計を記載すること。ただし、追加提案にかかる費用については、提案限度額以内で実現できるものとするが、見積金額には含めないこと。

※見積書の内訳は、初期構築費、運用保守費を分けて作成すること。

※各見積金額が提案限度額を超えた場合は失格とする。

4 業務の継続性

本業務は、特別な事情がない限り、次年度以降についても、当該年度に措置された予算の範囲内において、契約を更新する予定である。ただし、本市において予算の減額等があった場合はこの限りではなく、委託内容の詳細について、協議及び調整を行うものとする。

5 応募資格

この公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記要件を全て満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 参加申込時にぐんま電子入札共同システムによるみどり市の物品・役務競争入札参加資格を有していること。
- (3) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年みどり市告示第 13 号）による指名停止を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (4) みどり市暴力団排除条例（平成 24 年みどり市条例第 12 号）第 2 条第 1 号または同条第 2 号及び同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産宣告を受け復権していない者でない者。
- (7) 銀行取引停止処分を受けている者でない者。
- (8) 法人税、市税、消費税等を滞納していない者。
- (9) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがない者。
- (10) プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。

6 実施スケジュール

項目	日程
1. 公告	令和 7 年 5 月 12 日（月）
2. 質問書受付期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで
3. 質問回答期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）
4. 参加申込書提出期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで
5. 企画提案書・見積書提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで
6. プレゼンテーション・デモンストレーション	令和 7 年 6 月 16 日（月）
7. 審査結果通知	令和 7 年 6 月 20 日（金）
8. 契約締結（予定）	令和 7 年 7 月 1 日（火）

7 提出書類等

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところにより全ての提出書類を作成し、提出すること。

提出書類	書式	部数	提出期限
① 参加申込書	様式 1	1 部	令和 7 年 5 月 3 0 日 (金) 午後 5 時まで
② 会社概要書	様式 2	1 部	
③ 業務実績書	様式 3	1 部	
④ プライバシーマーク登録証 または I S M S の認証書の写し	—	1 部	
⑤ 企画提案書	任意様式	正本 1 部 副本 9 部	令和 7 年 6 月 9 日 (月) 午後 5 時まで
⑥ 業務工程表	任意様式	1 部	
⑦ 業務体制表	任意様式	1 部	
⑧ 見積書	様式 4	1 部	

8 参加申込方法

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 会社概要書（様式 2）
- ウ 業務実績書（様式 3）

- ① 令和 2 年度以降に、地方公共団体からの受注実績のうち、本業務と同種・類似する業務を記載すること。
- ② 記載する業務数は、最大 5 件とする。
- ③ 上記の実績について、内容を確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。
※契約締結日、業務名、業務内容（仕様）が確認できる部分のみ添付すること。

(2) 提出方法

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係（みどり市役所笠懸庁舎 2 階）まで、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに持参もしくは郵送すること。

書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。

※電子メールの件名は、「参加申込書類一式（みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務（事業者名）」とすること。

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時 必着

(4) 注意事項

- ア 所定の様式はみどり市ホームページからダウンロードして作成すること。
- イ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）

※企画提案書の作成上の注意事項については別紙「企画提案書作成要領」を参照

- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 業務体制表（任意様式）
- エ 見積書（様式 4）

※見積書の作成上の注意事項については（4）を参照

(2) 提出方法

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係（みどり市役所笠懸庁舎2階）まで、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに持参もしくは郵送すること。

書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。容量が大きい場合にはファイルサーバー等にデータをアップして、ファイルサーバーのURL及びパスワードをメールにて連絡すること。なお、ファイルサーバーを用意できない事業者については、本市がデータアップロード先を提供するので、参加申込時に申し出ること。

※電子メールの件名は、「企画提案書類一式（みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務（事業者名）」とすること。

(3) 提出期限

令和7年6月9日（月）午後5時 必着

(4) 見積書作成上の留意点

- ア 見積書の内訳は構築費用及び運用保守費用を分けて作成すること。
- イ 枚数は任意とするが、積算根拠を示した内訳書も添付すること。
- ウ 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。
- エ 予算内で提案できる事業等があれば、その積算についても記載すること。ただし、追加提案にかかる費用は見積金額には含めないこと。
- オ システム操作説明会を構築費用に含めること。
- カ システム利用料は運用保守費用に記載すること。
- キ サポート窓口の運用保守は運用保守費に含めること。

(5) その他

- ア 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- イ 提出期限までに企画提案書等が提出先に到達しない場合は、失格とする。
- ウ 見積金額が提案上限額を超える場合は、失格とする。
- エ 選定された企画提案書等は、個人情報及び見積金額を除き公表することがある。

10 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係に電子メールで送信すること。メールの件名は、「みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

《電子メールアドレス》 dx@city.midori.gunma.jp

(2) 質問期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年5月23日（金）までにみどり市ホームページに掲載する。

なお、個別回答は行わない。また、回答に対する再質問は受け付けない。

11 選定方法

書面審査及びプレゼンテーション・デモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という。）審査により選定を行う。

(1) 書面審査

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、書面審査を実施する。評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

(2) プレゼンテーション等審査

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション等審査及び審査員による質疑応答を実施する。評価方法については、別紙「審査実施要領」を参照すること。

ア 実施日時

令和7年6月16日(月)

イ 実施場所

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地 みどり市役所笠懸庁舎

※時間、場所等の詳細は、別途参加者に通知する。

ウ 実施概要

①プレゼンテーション等の順番は、事務局で抽選とする。

②1者あたり45分以内(プレゼンテーション20分、デモンストレーション15分、質疑応答10分)とする。

③プレゼンテーション等の出席者は、業務配置予定技術者を含む4名までとし、業務体制表に記載のある責任者は必ず出席すること。

④プレゼンテーション等及びヒアリングは、企画提案書に基づき実施し、パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

(3) 審査内容

評価項目及び配点については、別紙「みどり市リモート相談窓口システム構築及び運用保守業務企画提案等による評価基準」を参照すること。

※いずれの審査においても提案者の得点については公開しない。

※いずれの審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(4) 優先交渉権者の選定及び決定

ア 書面審査及びプレゼンテーション等審査の総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

イ 最高点が2者以上となった場合は、見積金額が一番安価な者を優先契約交渉業者とする。

ウ その他、選定方法に定めのない事項については、審査員の協議により決定する。

(5) 審査結果の発表及び通知

審査結果は、令和7年6月20日(金)に、参加した全ての企画提案者に電子メール及び文書により通知するとともに、みどり市ホームページで公表する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

12 契約の締結

- (1) 優先交渉権者は、本市と提案内容についての協議を行い、整った場合は速やかに随意契約を締結する。受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び業務委託料について、発注者及び受注者で協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において、変更を行う場合がある。
- (4) 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間又は業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

13 プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を企画課デジ

タル推進室デジタル政策係へ事前に電話連絡のうえ、持参もしくは郵送で提出すること。なお、すでに市に提出した書類等は返却しないものとする。

14 その他

- (1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ア 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
 - イ 提出書類の返還はしない。
 - ウ 市は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、みどり市情報公開条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。
 - エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が置くものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。
- (6) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

15 問い合わせ先

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室デジタル政策係（みどり市役所笠懸庁舎 2 階）

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話番号：0277-76-0962（直通）

FAX 番号：0277-76-2449

電子メール：dx@city.midori.gunma.jp